

公開等に係る要領

制定：平成11年7月21日

改正：平成13年3月27日

改正：平成16年5月27日

改正：平成17年6月 3日

日本電気技術規格委員会(以下、「委員会」という)の公開については、「委員会機構規約第2条(業務)二号」、「同規約第10条(運営会議及び技術会議の構成と任務)第6項」、「同規約第12条(経費)第5項」、「同規約第15条(情報の公開等)」において規定されているが、これらの規定内容の実施に係る具体的方法については、以下に示すところによるものとする。

1. 委員会機構規約第2条(業務)二号の関連

(1) 外部への公開の具体的方法

a. 外部への公開の方法

電気新聞及び委員会のホームページに公告として掲載する。なお、経済産業公報は、経済産業省による公告掲載の了承が得られれば積極的に活用する。また、可能であれば関係団体の機関誌等に掲載する。

b. 公開の時期

技術会議又は委員会において決定する。

c. 公開の期間

30日以上, 最長60日

d. 外部へ公開する内容

外部に公開する内容は、下記の事項とする。ただし、案件の内容により変更可能とする。

- ・公開の趣旨
- ・公開する「規格・基準等」の名称
- ・公開する「規格・基準等」の策定趣旨, 策定目的・規定内容
- ・原案を策定した専門部会名, 公開する「規格・基準等」の名称
- ・「規格・基準等」の承認予定日
- ・技術基準等への反映の要請予定
- ・問い合わせ先, 関連資料入手先, 意見提出先
- ・意見提出の締め切り日

(2) 公告に記載する「規格・基準等」及び関連資料(以下、「関連資料等」という。)

の提供の方法

a. 提供方法

関連資料等の入手希望があった場合は、委員会事務局又は「規格・基準等」を策定する専門部会事務局から、適切な方法で請求者に関連資料等を提供する。

b. 閲覧用の関連資料等の具備

閲覧用の関連資料等は、委員会事務局及び「規格・基準等」を策定する専門部会事務局の事務室などに具備し、意見受付の期間中、公開する。

c. 関連資料等の有償提供

委員会又は専門部会事務局にとって、提供する関連資料等の作成経費負担が大きいと判断される場合は、有償(実費)とすることができる。

2. 委員会機構規約第12条(経費)第5項の関連

委員会の直接経費を明確に区分した収支明細は、委員会における正式配付資料の一部として開示する。

3. 委員会機構規約 第15条(情報の公開等)の関連

(1) 公開の具体的方法

委員会は、以下の方法により公開する。

a. 会議の公開

委員会の公開は、傍聴を認めること及び議事要録をHPに記載することにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

b. 会議資料の公開

会議の傍聴者への資料配付、請求者への資料提供などにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

また、委員会にとって、提供する資料の作成経費負担が大きいと判断される場合には、閲覧・回覧などの方法を取るほか、資料提供を求める者に実費の負担を求めることができる。

c. 委員会情報の公開

委員会のホームページにより、専門部会及び特別部会の設置・廃止に係る情報、会議の概要、その他の委員会情報を、公表する。

ホームページにおいて公開する委員会の情報は、原則、別紙1のとおりとする。

(2) 委員会を非公開とする場合

委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。

- ① 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると委員長が判断し、非公開とする場合。
- ② 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると委員長判断し、非公開とする場合。
- ③ 個人情報保護を必要があると委員長が判断し、非公開とする場合。
- ④ その他、個別に非公開とする必要が生じ、委員長が判断し、非公開とする場合

(3) 委員名簿の公開

外部より委員名簿の開示要求があった場合、委員会資料であっても、委員名及び所属までを開示し、住所（所属会社を含む）、電話番号及びメールアドレスは開示しない。

4. WTO/TBT協定に基づく通報、公表等

WTO/TBT協定に基づく適正実施規準の実施は、国内外の動向、関連情勢等を考慮しつつ、また、経済産業省における通報、公表の動向等も考慮しつつ、決めることとする。

なお、本件に関しては、国際貿易上の障害が生じないように、海外から照会、苦情があった場合は、誠実に対応、検討することとする。

5. 「規格・基準等」の意見の公募 規約第10条（運営会議及び技術会議の構成と任務）第6項の関連

制定した日本電気技術規格委員会規格についての質問、改定要望等は、常時受け付ける。受付方法は、「手紙」又は「電子メール」とし、HPで常時公表する。

6. 収支の開示方法 第12条（経費）第5項の関連

日本電気技術規格委員会の予算及び決算は、運営会議及び委員会で開示する。外部からの開示依頼については、委員長の承認を得て開示することができる。

7. その他

- (1) 日本電気技術規格委員会機構の規約は、HPで公開する。
- (2) 日本電気技術規格委員会 運営会議に参加する団体を常時公募する。公募方法は、「手紙」又は「電子メール」とし、HPで常時公表する。

附則（平成17年6月3日）

この要領は，平成17年7月1日より施行する。

別紙 1 ホームページにおいて公開する委員会の情報

3. (1) c の規定に基づき、ホームページにおいて公開する委員会の情報は、下表のとおり。

公開の項目	公開の時期	公開期間
委員会の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立趣旨・目的 ・ 規 約 ・ 組織体制 ・ 委員名簿 		常時
2. 委員会の開催公告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日, 場所 ・ 議題 ・ 傍聴希望受付 	遅くとも開催 1 週間前	開催日まで
3. 委員会の開催結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事次第, 配布資料一覧 ・ 議事録 ・ 会議の概要, 審議結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催後速やかに ・ 議事録確認後速やかに ・ 開催後速やかに 	常時
4. 委員会の活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会開催日一覧表 ・ 委員会の議題一覧表 ・ 承認規格一覧表, 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承認後に追加 ・ 開催の都度追加 ・ 開催の都度追加 	常時
5. 事業計画, 事業報告 6. 専門部会, 特別部会の設置, 廃止に係る情報	承認後速やかに 事案発生の都度	常時 必要な期間
7. 外部の意見を聞く公告	必要の都度	意見締切り日まで
8. 技術基準の解釈に引用されたJESC規格	技術基準の解釈に引用された時点	常時